

4 今後の推進方策（CO₂ 排出削減）

（1）民間における取組

② 機器等の調達基準策定及び取組自主評価のためのガイドライン

電気通信事業者によるCO₂ 排出削減への取組としては、まずは、自らが使用する機器やサービスを省エネルギー化することが効果的である。こうした取組を促進するため、電気通信分野における機器やサービスのCO₂ 排出に関する評価基準を定めたガイドラインを策定し、個々の電気通信事業者がこれに準拠した機器やサービスの「調達基準」を策定することが適当と考えられる。

この調達基準は、機器等の新規の調達時はもちろん、更新時についても適用することが求められる。なお、更新の場合については、機器の廃棄等の環境への負荷の側面を勘案した上で有効と認められる場合には、所定の更新時期を前倒しすることも考えられる。

評価基準を定めたガイドラインの策定に当たっては、次の点に留意することが適当である。

- ・ 安全性、信頼性を含め、機器等についての所要の機能を満足することを前提とする。
- ・ 具体的評価基準の定め方については、例えば、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づき定められる「トップランナー基準」等、既存の適切な基準が存在する場合には、それらを採用する。
- ・ 既存の基準が無い機器については、他の機器についてトップランナー基準が定められた考え方や、米国ベライゾン社など、各事業者が既に策定している調達基準等を参考とする（資料 1-1, 58-2）。
- ・ 本ガイドラインは、電気通信事業者が自主的取組の一環として自社の調達基準を定める際の参考となるものである。電気通信事業者が必要とする機器の性能や機能によっては、本ガイドラインによる省エネ基準を満足しない場合もありうる。
- ・ データセンターの利用についても、例えばそのエネルギー効率指標であるPUE（Power Usage Effectiveness）の定義を明確化した上で、電気通信事業者が利用する際の基準を定める（資料 58-2）。
- ・ 技術動向等を勘案し、適時適切に見直しを行う。

電気通信事業者による「調達基準」の策定を促進するため、電気通信事業者が調達を行う際の目安となる「ラベリング」を導入することが適当である。具体的には、例えば、定められた基準値を満足する機器に「☆」、基準値を〇〇%以上上回る機器に「☆☆」等をガイドライン上、機器毎に表示することが考えられる。

また、各事業者が適切にCO₂ 排出削減に取り組んでいることを可視化するために、その取組状況を自主的にチェックし、その結果により「適マーク」を表示できるようにすることが適当である。

以上の取組を推進するため、主な電気通信事業者団体（電気通信事業者協会、テレコムサービス協会及び日本インターネットプロバイダー協会）が共同で、ベンダー等の関係者の協力を得つつ、「CO₂ 排出に関する機器等の評価」、「ラベリング」、「適マーク」の表示等を内容とするガイドラインを本年中を目途に作成し、公表することが求められる。

なお、このガイドラインは基本的には電気通信事業者を対象とするものではあるが、電気通信事業者以外の事業者が「調達基準」を策定する際や、その他幅広く CO₂ 排出削減の取組を推進する際の参考となることが期待される。

電気通信事業者における調達基準策定及び 取組自主評価のためのガイドライン（イメージ）

1 ガイドラインの目的

地球温暖化防止対策には ICT の活用が有効であるが、ICT サービスを提供する電気通信事業者には、まずは、自らが省エネルギー化が図られた機器・サービスを調達し、使用することが求められる。そのためには、安全性・信頼性の確保を前提としつつ、個々の電気通信事業者ごとに機器・サービスを調達する際の調達基準を自主的に策定することが有効であり、その際に参考となる評価基準を策定する。

また、各事業者において CO₂ 排出削減に適切に取り組んでいることを示すことが、取組を推進するインセンティブとなることから、本ガイドラインにおいてその評価基準を策定し、各事業者においてはその基準に基づき自主的にチェックを行うこととする。

2 ガイドラインの対象

本ガイドラインは、基本的には電気通信事業者を対象とする。

3 本ガイドラインに基づき各事業者に期待される取組

(1) 調達基準の策定

電気通信事業者は、本ガイドラインの装置例、評価式、基準値等を参考に、安全性・信頼性を確保しつつ自社の調達基準を策定する。

(2) 「適マーク」の表示

下記の取組を全て実施している事業者は自主的に「適マーク」を表示することができる。

- ①自社の調達基準を作成し、それに従った調達を行っている。
- ②CO₂ 排出削減の数値目標を記載した環境自主行動計画を策定・運用している。
- ③環境負荷の低減の取組について、社員への周知・啓発活動を行っている。
- ④緑化活動やリサイクル活動など、地域と連携した活動を行っている。

4 機器等の評価基準（装置、評価式、基準値等）〈例〉

装置名(注1)	評価式(注2)	基準値(注3)	機器名	数値	評価
ルータ	(消費電力、転送容量等を勘案して設定)	☆☆☆ 16	××社製▼▼	19	☆☆
		☆☆ 20	〇〇社製◆◆	22	☆
		☆ 24	△△社製■	15	☆☆☆
			△△社製●●	25	
スイッチ					
(以下、同じ)					

(注1) 装置の例

ROADM、OLT、MC、エッジスイッチ、L2 スイッチ、コアルータ、ルータ、エッジルータ、DSL モデム、ケーブルモデム、PLC モデム、スモールハブ、WLAN アクセスポイント、WiMAX、ホームゲートウェイ、BB DSL NW、ワイヤレス BBNW、ケーブル NW、DSL、DSL 固定 BB band 用、サーバ、ストレージ、Idle Power Metrics、移動電話基地局 等

(注2) 評価式の例

消費電力のみを評価対象とするものや、消費電力をスループットや通信速度、転送容量等で除し、効率性を評価するものがある。

(注3) 基準値の考え方

トップランナー基準等を参考に基準値を示すとともに、省エネの水準に応じた数の☆印を表示する。

5 見直し

本ガイドラインは地球温暖化対策に関する政策動向、ICT 分野におけるサービスの提供状況、機器等の普及状況、技術動向等を踏まえ、適時見直しを行う。特に、基準値については最新の技術等の動向を反映させるように努める。